

令和5年度農地等の利用の最適化の推進 に関する意見書

今年4月に、改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、市町村並びに農業委員会等の関係者は、地域計画の策定や農地法の下限面積の撤廃等の見直しに対応すべく日々取り組んでおります。

今回の改正の柱である市町村が策定する地域計画には、将来の農地利用の姿を示す目標地図が欠かせないことから、関係者が一体となって、農地の利用状況・地域農業者の意向等の把握や、協議の場の開催等に取り組む必要があります。

本県農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化、担い手不足や、遊休農地の発生のほか、ロシア・ウクライア問題による飼料・燃油・肥料等の価格の高騰に加え、家畜伝染病の発生等、これまで以上に厳しさが増しております。

こうした状況を踏まえ、農業委員会等に関する法律第53条に基づき意見書を提出いたします。

令和5年7月14日

群馬県知事

山本 一太 様

農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人群馬県農業会議
会 長 今 井 隆

1. 農地の有効利用と保全について

(1) 地域計画の策定とモデル地区の設定について

改正基盤強化促進法等が施行され、市町村は地域計画の策定までの期限が残り2年を切りました。策定に要する作業時間や協議の場の開催等を考えると、残された時間は決して多くはないことから、早急に優良事例となるモデル地区を選定のうえ、模範となる地域計画の策定を推進し、県内の市町村へ横展開するよう取り組まれない。

横展開を図る際には、人・農地プランからの変更点や、農地一筆ごとに耕作者を貼り付けるなどの地域計画の策定趣旨等について、地域農業者に周知を図られたい。

(2) 農地法第3条の下限面積要件の撤廃と適正な農地行政について

農地法の改正により、第3条許可にかかる下限面積の要件が撤廃されました。下限面積以外の要件は残ったものの農業委員会等においては、今回の改正に伴い、小規模面積の農地取得や投機的な農地取得等の、今までに例のないような申請に対する対応や許可判断が求められる。

そのため、許可事務の適切な運用が図られるよう許可基準等を示すように、国に引き続き働きられたい。

(3) 営農型太陽光発電と農地利用について

営農型太陽光発電施設の下部における農地の適正利用を進めるため、農地の有効活用がされていない場合の一時転用の更新については、明確な判断が出るような基準の策定等を国に求められたい。

あわせて、申請者が、地域で栽培実績のない作物の営農を計画しているときは、事前に実証栽培データ等の提出を求めることが出来るように見直しの検討を働きかけられたい。

(4) 遊休農地対策について

遊休農地については、周辺の農地に悪影響を及ぼすだけでなく、有害鳥獣の棲みかやゴミ等の不法投棄等の温床となることから、遊休農地の解消に活用できる国の最適土地利用総合対策等や、県の遊休農地解消事業等の更なる周知を図り、発生防止・解消に務められたい。

2. 担い手の育成確保について

(1) 新たな担い手確保について

農業従事者の高齢化、担い手の減少が進行するなか、新たに農業を始める人材の確保は欠かせません。一方で、今日の生産資材等の価格が高騰するなか、新たに農業を始めるに当たり取り組みやすい環境にあるとは言えません。

そこで、本県農業の推奨品目であるナス等の初期投資の少ない露地野菜品目への生産支援とあわせて、そのことを広く周知し新たな担い手の確保に引き続き努めるとともに、施設園芸等の初期投資に多額な資金が必要な品目には、遊休施設等の情報収集と関係機関による情報共有について検討されたい。

(2) 集落営農の組織化等について

担い手不足と高齢化が進むなか、このままでは10年、20年後の農業従事者の減少から農業生産力は低下し、更に遊休農地の増加が予想される。

引き続き、若い新規就農者の確保に向けて取り組むとともに、新たな集落営農の組織化や既存の組織・集落法人の再編による農業生産基盤の維持・強化等について検討されたい。

(3) 多様な農業を担う者について

今回の改正基盤強化促進法等により、地域の農業を担う人材を幅広く確保・育成するため、認定農業者等の担い手に限らず、それ以外の農産物の生産活動等に直接関わっている者が、農業を担う者に位置付けられた。

このような農業を担う者の中には、初めて農業に参入する者もいることから、農業に係る相談窓口等を設置し、営農相談や、農村社会における地域との調和や、適正な農地利用等の支援を検討されたい。

3. その他

(1) 肥料・燃油・飼料等の高騰対策について

肥料・燃油・飼料等の価格は高騰し、農業経営に多大な影響を及ぼしていることから、引き続き国の支援事業等とあわせて、県におかれても継続的な支援を実施されたい。

(2) 特定家畜伝染病と農業経営の再建について

飼料価格の高騰等が農業経営を圧迫するなか、豚熱（CSF）、鳥インフルエンザの発生が、畜産農家に及ぼす影響は計り知れないものがある。

そこで、引き続き特定家畜伝染病の防疫体制の徹底を、農業者に周知するとともに、豚熱（CSF）、鳥インフルエンザの発生した農場の経営再建に向けた支援について、国へ働きかけられたい。

(3) 鳥獣害被害対策について

県内には、国立や県立の公園等が整備され、自然を満喫することができるが、それらの場所の一部では、野生鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物への被害や、豚熱等の伝染病も懸念される。

このことから、貴重な動植物の保護とバランスを取りながら、農作物等に被害を及ぼす野生鳥獣等の捕獲等や、経口ワクチン散布等の対策を実施するとともに、県域をまたがるような箇所については、他県と連携を図り取り組まれたい。

(4) 農村女性の社会参画について

女性の農業経営への参画と社会参画を促進するため、家族経営協定の推進や、農業経営改善計画の共同申請による女性認定農業者を増やす等の取り組みを、引き続き推進されたい。